令和元年第５回（１０月）臨時会

西伊豆町議会会議録

令和元年１０月８日　開会
令和元年１０月８日　閉会

西　伊　豆　町　議　会

令和元年第５回（１０月）西伊豆町臨時会会議録目次

○招集告示……1
○応招議員……2

第　１　号　（１０月８日）
○議事日程……3
○本日の会議に付した事件……3
○出席議員……3
○欠席議員……3
○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名……3
○職務のため出席した者……3
○開会宣告……5
○開議宣告……5
○議事日程説明……5
○会議録署名議員の指名……5
○会期の決定……6
○承認第２号の上程、説明、質疑、討論、採決……6
○議案第４１号の上程、説明、質疑、討論、採決……10
○閉会宣告……20

○署名議員……21

西伊豆町告示第４０号

令和元年第５回西伊豆町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和元年１０月１日

西伊豆町長　星　野　浄　晋

１．期　　日　　令和元年１０月８日

２．場　　所　　西伊豆町役場　議場

３　付議事件

（１）専決処分の承認を求めることについて（令和元年度西伊豆町一般会計補正予算（第５号））

（２）令和元年度　仁科浜地区津波避難タワー建設工事請負契約の締結について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（９名）

１番	堤　　豊 君	３番	山 本 智 之 君
４番	芹 澤　孝 君	５番	高 橋 敬 治 君
６番	加 藤　勇 君	７番	西 島 繁 樹 君
８番	西 島 繁 樹 君	９番	堤　和 夫 君
１１番	増 山　勇 君		

不応招議員（１名）

１０番　山 本　榮 君

令和元年第５回（１０月）臨時町議会

（第１日　１０月８日）

令和元年第５回（１０月）西伊豆町議会臨時会

議　事　日　程（第１号）

令和元年１０月８日（火）午前９時３０分開議

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期の決定

日程第　３　承認第　２号　専決処分の承認を求めることについて（令和元年度西伊豆町一般会計補正予算（第５号））

日程第　４　議案第４１号　令和元年度　仁科浜地区津波避難タワー建設工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（９名）

１番	堤　　豊　君	３番	山　本　智　之　君
４番	芹　澤　　孝　君	５番	高　橋　敬　治　君
６番	加　藤　　勇　君	７番	山　田　厚　司　君
８番	西　島　繁　樹　君	９番	堤　　和　夫　君
１１番	増　山　　勇　君		

欠席議員（１名）

１０番　山　本　　榮　君

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町　　長	星　野　淨　晋　君	副　町　長	椿　　隆　史　君
教　育　長	清　野　裕　章　君	総　務　課　長	佐久間　明　成　君

産業建設課長	松本正人君	防災課長	長島　司君
教育委員会事務局長	髙木光一君		

職務のため出席した者

議会事務局長	山本法正	書記	山本征司

開会　午前　９時３０分

◎開会宣告

○議長（山本智之君）　皆さん、おはようございます。

開会する前に申し上げます。10番山本榮議員から、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、報告いたします

ただいま出席している議員は９名であります。

定足数に達しておりますので､これより令和元年第５回西伊豆町議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○議長（山本智之君）　直ちに本日の会議を開きます。

申し上げます。

暑いようでしたら、上着をはずして結構です。

質問、答弁は的確に分かりやすく、要領よく行ってください。また、発言される方は、マイクを近づけて発言されるようにお願いするとともに、固有名詞などには十分注意してください。

◎議事日程説明

○議長（山本智之君）　本日の議事日程および本臨時会に地方自治法第121条の規定により出席を求めました者の名簿は、お手元に配布のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本智之君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

９番　堤　　和夫 君、

11番　増山　　勇 君を指名します。

◎会期の決定

○議長（山本智之君）　日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日１日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君）　異議なしと認めます。

よって、会期は、本日１日限りと決定いたしました。

◎承認第２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君）　日程第３、承認第２号　専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　星野淨晋君登壇〕

○町長（星野淨晋君）　承認第２号　専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年10月８日　提出。

西伊豆町長　星野淨晋。

１枚おめくりください。

専決第２号　専決処分書。

令和元年度西伊豆町一般会計補正予算（第５号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分するものとする。

令和元年９月20日。

西伊豆町長　星野淨晋。

２枚おめくりください。

令和元年度西伊豆町一般会計補正予算（第５号）。

令和元年度西伊豆町一般会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ71億6,877万4,000円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和元年９月20日　専決。

西伊豆町長　星野淨晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本智之君）　総務課長。

○総務課長（佐久間明成君）　それでは、承認第２号　一般会計補正予算（第５号）について説明をいたします。

２ページをお開きください。

今回の補正は、9月８日から９日にかけて発生した台風15号による文教施設の災害復旧に係るものでございます。

歳入は、財政調整基金繰入金の増額。歳出におきましては、公立学校施設災害復旧費と認定こども園施設災害復旧費の増額となっております。

第１表　歳入歳出予算補正、歳入です。款、項、補正額、計の順に朗読いたします。

18款繰入金、１項繰入金、ともに300万円、13億8,278万1,000円。

歳入合計に300万円を追加し、71億6,877万4,000円としたいものです。

次に、歳出です。こちらも款、項、補正額、計の順に朗読いたします。

10款災害復旧費、300万円、3,200万4,000円。４項文教施設災害復旧費、300万円、300万1,000円。

歳出合計に300万円を追加し、71億6,877万4,000円としたいものです。

３ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書、１総括、歳入です。

これにつきましては、先ほど説明いたしました第１表歳入歳出予算補正の歳入と同様ですので、省略をさせていただきます。

次に、歳出です。これにつきましても、第１表と同様なので省略いたします。なお、補正額の財源は全て一般財源でございます。

４ページをお願いいたします。

２歳入です。

18 款繰入金、１項繰入金、１目財政調整基金繰入金 300 万円。

次に、３歳出です。主なものを説明させていただきます。

10 款災害復旧費、４項文教施設災害復旧費、１目公立学校災害復旧費、需用費 20 万円は、田子小学校の体育館屋根の修繕費でございます。次に、２目認定こども園施設災害復旧費、需用費 20 万円、こちらは被災した屋根の撤去、片付け等に充てるものとして修繕費を計上させていただいております。15 節工事請負費です。こちらは仁科認定こども園の屋根修復工事として、260 万円を計上させていただいております。

以上簡単ですが、説明とさせていただきます。

○議長（山本智之君）　提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

１番、堤豊君。

○１番（堤　豊君）　４ページをお願いします。全般的なあれとしての質問でいいんですけど、文教施設とかこういうものは、こういう災害とかこういうものが多いわけですけど。結論から言うと、保険とかそういうものは民間では非常にリスクがあるので、保険とかそういうのに入って、そういう災害に備えた対策をしていると思われるんですけど、こういう公的な建物とか、そういうのは保険に入っていないのかどうかお願いします。

○議長（山本智之君）　総務課長。

○総務課長（佐久間明成君）　お尋ねの件につきまして、公立学校だけではなくて、公共施設については共済保険の方の加入をしております。今回、工事・修繕とも額がまだ確定できないということで、今回の補正の段階では要求額と、それから財源としては財政調整基金の方から繰り入れますよということで対応させていただいておりますが、最終的に保険の補償額が確定してくると、また、財源の更正が発生すると思われます。以上です。

○議長（山本智之君）　ほかにございませんか。

11 番、増山勇君。

○11 番（増山　勇君）　説明では田子小という説明だったと思うんですけど、仁科小学校の体育館はどのようになっているのでしょうか。その点だけを。

○議長（山本智之君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（髙木光一君）　仁科小学校の体育館につきましては、緊急で少額ですので学校の修繕費で対応をしております。

○議長（山本智之君）　ほかにございませんか。

６番、加藤勇君。

○６番（加藤　勇君）　同じ４ページでお聞きします。この 260 万円の修復工事の内容ですが、風に飛ばされたということで、今後の修復の中にですね、そういう飛ばされないようにするための補強工事といいましょうか、そういう工事内容は含まれておられますか。

○議長（山本智之君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（髙木光一君）　ご指摘のとおり、確かに老朽化していて、端の部分がめくれ上がるという状況がありますので、既存の屋根の軒部分の補強工事も併せて実施したいと考えております。

○議長（山本智之君）　ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

承認第２号　専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君）　挙手全員です。

よって、承認第２号は、原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第４１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君）　日程第４、議案第 41 号　令和元年度　仁科浜地区津波避難タワー建設工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　星野淨晋君登壇〕

○町長（星野淨晋君）　議案第 41 号　令和元年度　仁科浜地区津波避難タワー建設工事請負契約の締結について。

令和元年 10 月１日一般競争入札に付した、令和元年度　仁科浜地区津波避難タワー建設工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第１項第５号の規定により、議会の議決を求める。

記

１　契約の目的　　令和元年度　仁科浜地区津波避難タワー建設工事

２　契約の方法　　一般競争入札による契約

３　契約金額　　金　１億 3,640 万円

４　契約の相手方　　静岡県伊豆市土肥 676 番地

青木・国本特定建設工事共同企業体

代表者　青木興業株式会社

代表取締役　青木　喜代司

令和元年 10 月８日　提出。

西伊豆町長　星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本智之君）　産業建設長。

○産業建設課長（松本正人君）　それでは、議案第 41 号についてご説明いたします。

１ページおめくりください。議案第 41 号の説明調書となります。

令和元年度　仁科浜地区津波避難タワー建設工事請負契約の締結についてです。

今回の工事につきましては、津波避難タワーを１基新築する工事となっております。

１　工事概要

津波避難タワー（ＰＣａＰＣ造）　Ｎ＝１基

（避難床高さ　Ｈ＝11.0メートル、避難床面積　Ａ＝120平方メートル）

階段（鉄骨造）　Ａ＝41.86平方メートル

スロープ（鉄骨造）　Ａ＝8.71平方メートル

２　工期

議会の議決の翌日から令和２年３月27日までです。

１枚おめくりください。建設工事請負仮契約書の写しを添付してございます。

もう１枚おめくりください。こちらは工事の平面図でございます。建設箇所は仁科浜地区、国道136号沿いの仁科バス停横になります。中央のオレンジ色の長方形の箇所が津波避難タワーとなります。避難床面積が120平方メートルありまして、およそ235名の方が避難できる広さとなっております。津波避難タワーの下側の赤い箇所が階段となります。階段部分から細長く逆Ｌ字型に伸びている箇所がスロープとなります。

先ほど、津波避難タワーはＰＣａＰＣ造と説明いたしましたが、これはプレキャストプレストレストコンクリートの略称で、あらかじめ工場で制作したコンクリート部材を現場で組み立て圧縮する力を加える工法のことで、工事が短期間となり高強度な構造物となります。

もう１枚おめくりください。津波避難タワーの立面図でございます。屋上の周囲は手すりで囲いまして、３機のソーラー式センサーライトを設置いたします。この付近の津波浸水深は3.97メートルと予測されています。屋上の避難床高は11.0メートルとなっています。

以上簡単ですが、説明とさせていただきます。

○議長（山本智之君）　提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

６番、加藤勇君。

○６番（加藤　勇君）　図面でちょっとお聞きしたいですが、後ろから二つ目の図面ですね、先ほど逆Ｌ型のスロープということでしたが、国道側の（花）という所から、この津波避難タワーに入れるということでよろしいでしょうか。

○議長（山本智之君）　産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君）　今質問のとおり、そこからも入れますし、あとこの下の階段部分という所からも登っていけます。

○議長（山本智之君）　６番、加藤勇君。

○６番（加藤　勇君）　そうなりますと、あえて図面でないのかということかもしれませんが、

この国道から歩道側って花壇が今当然あるわけですけど、ここの構造物をどうするというのはないですか。それはどういう対応になりますか。

○議長（山本智之君）　産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君）　ここの分の管理が県になっておりますので、県と協議して、そこの部分を通れるよう今後していきたいと考えております。

○議長（山本智之君）　６番、加藤勇君。

○６番（加藤　勇君）　県管理だということはよく分かるわけですが、工事は発注したのに、そこにスロープが付けて入れるようにするという前提の中で、今後検討するということはちょっと時間軸からいきますと合っていないという気がするんですけど、いかがですか。

○議長（山本智之君）　産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君）　ちょっと事務手続きが遅くなって申し訳ありませんが、今後県と協議して進めていきたいと思います。申し訳ございません。

○議長（山本智之君）　ほかにございますか。

１番、堤豊君。

○１番（堤　豊君）　１番最終ページの資料２で先ほど説明ありましたけど、ちょっとすみません私が勉強不足で、この間の空白地帯って全部空気の通り道になるんですか。壁じゃないですよね。

○議長（山本智之君）　産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君）　そこの部分は空間になります。

○議長（山本智之君）　１番、堤豊君。

○１番（堤　豊君）　ということは、この空間になっているということは、このあとのところが全部鉄骨か鉄筋か分かりませんけど、そこで全部囲まれていて中がみんな風の吹き通る縦も横も場所であるということでいいわけですね。

○議長（山本智之君）　産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君）　そのとおりです。

○議長（山本智之君）　１番、堤豊君。

○１番（堤　豊君）　以前説明があったかもしれないけど、耐用年数は本建物はどのぐらいになるんですか。

○議長（山本智之君）　産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君）　法定耐用年数というもので見てみると、60 年ということにな

ります。

○議長（山本智之君）　１番、堤豊君。

○１番（堤　豊君）　本あれは、一番最初の説明にありましたように11メートルという想定ですけど、海抜から見た高さですか。それともあそこからの土地までのあれは海の満潮干潮のあれがありますけど、その海からの高さはどのぐらいになるのでしょうか。

○議長（山本智之君）　防災課長。

○防災課長（長島　司君）　すみません、今海からの高さというものは数字をもっておりませんけれども、一般的にその浸水深ですので、そこの土地から何メートルかといったかたちの中で高さを決定していきます。今回の場合につきましては、浸水深が3.97メートルということで、以前ちょっとお話をさせていただきましたけれども、浸水深が３メートル以上のものについては､余裕高を見て11メートル以上というかたちで津波避難タワーの高さを規定しておりますので､今回については11メートルで建設するというかたちを取りたいと思っております。

○議長（山本智之君）　ほかにございませんか。

７番、山田厚司君。

○７番（山田厚司君）　津波避難タワー自体、もともと国の安全的な基準というものが備わっていないと聞いています。ということになりますと、地域とか地区によっていろんな津波避難タワーにも特徴が出てくるのかなと思います。そういったところで、この階段なんですけども、この階段に手すりが付くという説明を受けましたけども、例えば階段の踏み幅だとかその高さですね、そういったものは例えばこの地域、西伊豆町ということを考えますと、高齢化ということを考えて、その辺をよく検討して設計したのか。その辺のところはどうでしょうか。

○議長（山本智之君）　防災課長。

○防災課長（長島　司君）　階段の蹴り上げ高につきましては、設計上18.3センチになっております。それから、踏み幅については30センチとなっております。先ほど議員がお話しされたように、津波避難タワーの建設にかかる法的な基準というものがございませんで、強いて上げるとするならば、建築基準法の基準でいきますと、蹴り上げ高が22センチ以下、それから踏み幅が21センチ以上ということになっておりますので、その基準でいきますと、その範囲内ということでなっておりますので、それで設置の方をしたいと考えております。

○議長（山本智之君）　７番、山田厚司君。

○７番（山田厚司君）　もう一つだけ、階段の管理といいますか、入口に施錠するのか。施錠するとしたら、その鍵等は誰が管理するのかというところまでは今決まっていますか。その辺だけお願いします。

○議長（山本智之君）　防災課長。

○防災課長（長島　司君）　津波避難タワーの性質上、有事の際には一刻を争うことになりますので、日常的には管理をする予定でおります。伊豆市さんの例を参考に、そこの場所に看板等で注意喚起をしながら管理は進めていきたいかと考えております。

○議長（山本智之君）　ほかにございませんか。

９番、堤和夫君。

○９番（堤　和夫君）　１点確認したいですけど、先ほどの加藤議員の質問で花壇ですけども、これはこの計画を出すときに県も知っているわけですから、スロープをそこへ付けるということで、これは最終的には取り払いということは県も○○○そういうようなことにはなっているんですか。

○議長（山本智之君）　産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君）　まだ内諾というのはもらっておりません。今から協議をしたいと思います。

○９番（堤　和夫君）　いや、内諾までいかなくてもいいんですよ。ただこの避難タワーを建てる時に、県にそういうあれを出しているわけですよね。その時にここに花壇があるから、スロープが来ると邪魔になるからというような、そういう話もしていないわけですか。

○議長（山本智之君）　産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君）　そういった協議自体はしてあります。

○議長（山本智之君）　ほかにございませんか。

５番、高橋敬治君。

○５番（高橋敬治君）　この工事の落札率を教えてください。

○議長（山本智之君）　産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君）　落札率は 99.8 パーセントです。

○議長（山本智之君）　５番、高橋敬治君。

○５番（高橋敬治君）　昨今の１億を超える事業、これのあるいは１億に近い事業、これを見てみますと、落札率が非常に高いですよ。今回の 99.8 パーセント、それから産直の時が確か 99. 05、それから津波防災ステーション、これが 99.04、もちろんいろんなルールに沿って

正式に入札はされていると思うんですね。やはりこの数字を見ると、いろんなその入札のやり方なりなんなりに、興味を持たざるを得ないというのが今私の実感です。あまり余計な詮索はしたくないですけども、このとにかく１億、あるいは１億を超える工事が 99 パーセント以上の、しかも今回 99.8 パーセントの落札率ということに対して、発注者としてどう考えているかお聞きしたいです。

○議長（山本智之君）　町長。

○町長（星野浄晋君）　確かに高橋議員がおっしゃるように、落札率が高いのではないかということは、私も数字を見て実感はしておるわけでございます。逆を言いますと、設計がそこまで、要は業者さんでどこまでできるかというのを完全に絞った中で、設計単価が組まれているというところであれば、これも致し方ないのかなとは思っております。

要は仕入れる値段、カタログ価格と実際に仕入れる価格というもので変わってきますので、全てカタログ価格で設計を組めば、当然落札率というのはだいぶ下がっていくと思いますけれども、そういった部分でも正確な設計が組まれているのかなとも見えるのかなと思います。お答えになっているか分かりませんけども、あくまでもルールの中で行っているというものでございます。

○議長（山本智之君）　５番、高橋敬治君。

○５番（高橋敬治君）　今回の１億 2,400 万の工事に対して、誤差が 23 万円なんですよ。これは今町長の答弁ありましたけども、確かに見積もり精度は上がっていると思うんですけども、ただ本当にここまできちっとされているのかというのはちょっと疑問持たざるを得ないです。

それともう一つ、やはりこれぐらいの工事になりますと、今までの流れを見ていると、田子の診療所、あるいは安良里の診療所、今回の津波避難タワー、これらが特定の業者でどんどん回ってきている。ＪＶを組む、その基本になるところが、これはある程度やむを得ないところがあるかも分かりませんけども、それが順繰りになっていると。そうなると次の例えば安良里だとか、その次予定をしている所だとか、こういう所の想定もできるような流れになっているわけですね。その点についてはどう思いますか。

○議長（山本智之君）　町長。

○町長（星野浄晋君）　こればかりは私はそこの話し合いというか、疑念を持たれているようなものには加わっておりませんので分かりません。この建物の構造自体が、土肥の八木沢にあります津波避難タワーとほぼ同じようなことでございますので、それを経験されている青木興業さんと国本さんの組まれたＪＶが落としたのかなと思ってはおります。

ただ今回のこの件につきましても、本来工期としてはうちは長く持ちたかったので、県のＡランクをお持ちの業者さんにお願いせざるを得ない状況ではあったんですけれども、そうは言ってもやはり町の出す仕事でございますので、なるべく町内の業者さんにも関わっていただきたいということで、ＪＶを組んで入札に参加をしてくださいというその入札に対して、資格要件みたいなものを設置をしました。それによって、町内としては国本さんが入られているところだったわけでございますけども、他の２社のＪＶにつきましても、町内の業者さんと町外の業者さんが組まれて、３社での入札が行われております。

ですので、高橋議員の心配される一定の業者さんがということも、確かに疑念としてはあるのかもしれませんけれども、残念ながら西伊豆町内にＡランクをお持ちの業者さんがいらっしゃらないということでございますので、その辺につきましては、そういったものに長けておる業者さんが落札する傾向にあるのかなとは思っております。

○議長（山本智之君）　ほかにございませんか。

４番、芹澤孝君。

○４番（芹澤　孝君）　先ほど収容人員 235 名という話がありましたけど、この 235 名はどういう状態で、立ったままなのか、座ったままなのか、その辺のところを。

○議長（山本智之君）　防災課長。

○防災課長（長島　司君）　235 名につきましては、そのほかの市町の基準等も参考にしながら、一人当たり 0.5 平方メートルというかたちで試算をしておりますで、そうしますと通常座った状態であるとか、そういうようなかたちで計算をしております。

○議長（山本智之君）　４番、芹澤孝君。

○４番（芹澤　孝君）　あともう１点、この手すりがアルミ製なわけですね。これについて潮風が強くて、塩害が強い所なんだけど、ここ問題になるのはこの植え込み部分だと思うんですよ。手すりの支柱部分、コンクリートに。そこがよく塩害と電食でやられるんだけど、この辺のところはステンレスに変えるとか、そういう考えはないわけですか。

○議長（山本智之君）　産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君）　今のところステンレスに変える予定はございません。

○議長（山本智之君）　４番、芹澤孝君。

○４番（芹澤　孝君）　ではその辺の支柱の工法については、シールとかいろいろあるんだけど、十分検討した結果変えないということですか。

○産業建設課長（松本正人君）　建築士さんの方で、その辺をこの町の状況を見て検討してい

ます。

○議長（山本智之君）　４番、芹澤孝君。

○４番（芹澤　孝君）　アルミの方は最初イニシャルコストが当然安いから、そっちに行ったんだと思うんだけど、あとは何年か経って、ランニングコストということを考えると、メンテナンスを考えてまた取り換えなんて考えると、ステンレスということも十分考えた方がいいんじゃないかと思うけど。

○議長（山本智之君）　産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君）　それも検討して、アルミという結果になりました。

○議長（山本智之君）　ほかにありませんか。

11 番、増山勇君。

○11 番（増山　勇君）　予算審議で聞いたかもしれませんけども、この建設の財源内訳を教えてください。

○議長（山本智之君）　防災課長。

○防災課長（長島　司君）　財源内訳ということですけれども、今回契約額の１億 3,640 万円については、今のところ国の交付金が 6,000 万、それから県の交付金が 500 万、残りの 7,140 万円が公共事業等債というかたちになります。ただ８月１日の全員協議会で説明をさせていただきましたが、国の交付金の増額が今後認められれば、今後財源の振り替えを行いまして、公共事業等債の借り入れの方を減額し、国の交付金の方を増額したいと考えております。

○議長（山本智之君）　ほかにございませんか。

５番、**高橋敬治**君。

○５番（高橋敬治君）　屋上にソーラー式のセンサーライトというのが、ちょっと図でいくと何箇所か分かりませんけども、これは常時ついているのかどうか。それからもう一つ、避難施設用のソーラー外灯てありますけど、これについても同様です。それともう一つ、その階段に夜間照明はあるのでしょうか。その３点。

○議長（山本智之君）　産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君）　屋上のソーラー式センサーライトは、これはセンサーで感知してつくような仕組みになっていますので、常時ついているということはありません。３か所あります。階段にも２か所ライトがつきます。これもセンサーライトになります。

○議長（山本智之君）　産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君）　階段の部分は、一番下から１階登ってコの字型に曲がる所が

ございまして、そこに１か所と。あと中間地点のまた曲がる所と言いましょうか、踊り場部分にもう１個付きます。この図面ですと、真ん中の南立面図というのがございまして、そこの上のちょうどこれは階段の所に１個と、あとＸ位置軸という所の上に登って行くと、ちょうど中間あたりに１か所、あとＸの２軸というのを登って行くと、一番上辺りに１か所付いてございます。踊り場の所にございます。

○議長（山本智之君）　５番、高橋敬治君。

○５番（高橋敬治君）　何となく分かりにくいけど、付いているということが確認できました。ただあと、この辺のちょっと夜間のね照明の状況というのが、周辺の状況が分からないですけど、周辺で夜、例えば 11 時 12 時、あるいは深夜、ここに津波避難タワーがあるというのは確認できますか。

○議長（山本智之君）　町長。

○町長（星野浄晋君）　ライトアップするものではないので、今たぶん高橋さんの言われている観点からすると分かりにくいかもしれません。ただ国道を照らしている明かりというのは通常ついておりますので、それでそこに津波避難タワーが確認できるということは可能だと思います。

○議長（山本智之君）　５番、高橋敬治君。

○５番（高橋敬治君）　提案ですけど、例えば地上から 11 メートル高いんですから、屋上のソーラーですから、これについては、例えばタイマーかなんかで、夜間照明がなくなった時にはつくようなことをすれば、近隣よりもかなり高いところにライトが点灯しているということで、初めての客、例えばあの辺に釣りに来た人だって分かると思うんですよね。そういう提案したいと思いますけど、いかがですか。

○議長（山本智之君）　町長。

○町長（星野浄晋君）　夜間照明になりますと、近隣の住民のその睡眠に対するものもありますので、今後検討した中で、可能であればここに津波避難タワーが確認できるというものを対応させていただければと思います。

○議長（山本智之君）　ほかにございませんか。

６番、加藤勇君。

○６番（加藤　勇君）　最後の図面で１点は小さい字でちょっと私も見づらいんですけど、車庫と書いてあるんですけど、この津波避難タワーに車庫が必要なのかどうか。どういう状況で車庫という表現があるのかが１点と。

前に説明で、ここ大変地盤が悪いという説明があったと思うわけですが、その基礎杭と言いましょうか、地盤を安定させるための工法の表示が何にもないですけども、それはもしやるようでしたら説明願います。

○議長（山本智之君）　防災課長。

○防災課長（長島　司君）　車庫についての方なんですけれども、下をコンクリート舗装しまして、ここを管理するときとか、そういった場合に車で来られるときに、そこに車を駐車できるようなスペースをそこの下に造りたいということで、車庫ということで記載をしております。

○議長（山本智之君）　産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君）　杭につきましては、津波避難タワーの本体の四隅、四隅に四つ角の所に杭を１か所あたり３本打ちます。これが 13 メートルの深さになります。それと階段部分、この平面図で見ますと、階段部分のところに四角い図がありますけど、これも杭になります。それとあとスロープの所、ここにはちょっと図には入っておりませんけど、スロープの部分にも２か所の合計 18 本の杭を打ちます。

○議長（山本智之君）　６番、加藤勇君。

○６番（加藤　勇君）　杭打ちによって振動がある工法になる可能性もあるわけですけども、工法、要は周りの住居に振動を与えないための工法もあると思うんですけども、どういう工法でやられますか。

○議長（山本智之君）　産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君）　昔みたいな、ボンボン打つ杭ではなくて、機械でほぼ振動のない杭打ちを行います。

○議長（山本智之君）　ほかにございませんか。

４番、芹澤孝君。

○４番（芹澤　孝君）　今さっき、杭を 18 本と言われましたけど、以前もらった資料だと仁科浜地区は杭は 12 本ということになっているけど、この辺の違いはどうして出てきたのか。

○議長（山本智之君）　産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君）　最初の説明の時の 12 本というのは、津波避難タワー本体で 12 本ということです。今回も津波避難タワーは 12 本で、それ以外に、階段部分に４本、スロープ部分に２本で、合計で 18 本になります。

○議長（山本智之君）　ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第 41 号　令和元年度 仁科浜地区　津波避難タワー建設工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君）　挙手全員です。

よって、議案第 41 号は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（山本智之君）　以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて、令和元年第５回西伊豆町議会臨時会を閉会します。

皆さん、ご苦労さまでした。

閉会　午前１０時１４分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長

署　名　議　員

署　名　議　員